

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

ステークホルダー(お客様、株主の皆様、地域社会、当行従業員等、当行に関わる全ての利害関係者)の皆様の利益・権利を保護し、社会性を維持していくことは、地域金融機関である当行に求められる経営上の使命であると認識しております。そのためには、企業活動を律する枠組み、即ちコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であります。

当行は、平成23年4月にスタートした第15次中期経営計画「α ACTION PLAN 2013 ~ 更なる企業価値向上を目指して ~」において、「お客様に信頼と利便性、高い満足度を提供できる魅力のある、活力あふれる銀行」を目指す銀行像とし、「強固な経営基盤の構築」、即ちコーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題の1つに掲げております。
企業としての社会的責任を果たしていくため、コーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るべく、行内態勢を整備し、各種施策に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,420,000	11.14
日本興亜損害保険株式会社	12,619,128	4.33
株式会社千葉銀行	12,213,246	4.19
三井住友海上火災保険株式会社	10,018,000	3.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,281,165	3.19
京葉銀行職員持株会	8,261,482	2.84
住友生命保険相互会社	7,122,000	2.44
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,341,373	2.18
朝日生命保険相互会社	6,309,000	2.16
第一生命保険株式会社	5,682,000	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情等は特にございませぬ。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15名
 定款上の取締役の任期 2年
 取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)
 取締役の人数 15名
 社外取締役の選任状況 選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 5名
 監査役の人数 5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、四半期毎に実施している定例協議に加え、監査の実施状況等について随時、意見や情報の交換を行う等、監査の適切性と実効性を高めています。監査役と監査部は、定期的を開催する監査役説明会に加え、監査部による監査実施状況の定例報告や保有情報の共有化、意見の交換等を随時行う等、内部統制システムの有効性と適切性を高めています。また監査部は、半年毎に行っている監査法人情報交換会に加え随時、新日本有限責任監査法人と保有情報の共有化・意見の交換等を行っており、内部監査、監査役監査、会計監査の各監査は相互に連携し、内部統制部門を監査する態勢をとっております。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 3名
 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
磯貝 正尚	他の会社の出身者										○
大塚 弘	他の会社の出身者				○						
松香 茂道	他の会社の出身者				○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
磯貝 正尚	○	社団法人 千葉県不動産鑑定士協会 専務理事	地方自治及び企業経営の豊富な知識と経験から、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当社の経営を監視していただくため選任しております。 (独立役員指定理由) 親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高く、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
大塚 弘		京成電鉄株式会社 相談役	企業経営及び監査役としての豊富な知識と経験から、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当社の経営を監視していただくため選任しております。
松香 茂道		日立ビジネスソリューション株式会社 社外取締役	豊富な金融関係のIT専門知識および監査役としての経験から、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当社の経営を監視していただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の業績向上および企業価値向上への意欲を高め、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株主重視の経営意識を高めるために株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

株主重視の経営意識を高めるため、当取締役に対し株式1株当たりの行使価格を1円とするストックオプションを割り当てすることとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告にて、取締役・監査役別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の取締役の報酬は、固定報酬、役員賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成されています。

1. 固定報酬、役員賞与
固定報酬及び役員賞与は、株主総会で決議された範囲において、役職位ごとの職責や役割に応じて支給することとしております。
2. 株式報酬型ストックオプション
中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めるため、株主総会で決議された範囲において株式報酬型ストックオプションを割り当てることとしております。

当行の監査役の報酬は、独立性を確保するため全額固定報酬とし、監査役の協議により決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、四半期毎に開催している業務執行状況報告取締役会や監査役会等重要な会議に随時出席し、当行取締役や監査役との保有情報の共有化、意見の交換等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当行は監査役制度を採用しております。監査役5名のうち3名については、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、監査の透明性・実効性を高めております。監査役は、取締役会の他各種経営会議等に必要に応じて出席し、意見を述べております。当行における経営の意思決定プロセスについては、取締役会の他、常務会や業務分掌規定及び職務権限規定等の行内諸規定に基づき意思決定を行う体制としております。また、弁護士や税理士と顧問契約を締結し、必要に応じて助言等を得ております。
2. 監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、四半期毎に実施している定例協議に加え、監査の実施状況等について随時、意見や情報交換を行う等、監査の適切性と実効性を高めております。また、監査役と監査部は、定期的に開催する監査役説明会に加え、監査部による監査実施状況の定例報告や保有情報の共有化、意見の交換等を随時行うなど、内部統制システムの有効性と適切性を高めております。
3. 営業店における業務推進については、中期経営計画に基づいて取締役会で半年毎に決議した業務方針及び業績評価基準に沿って行っております。業務推進の進捗状況については、毎月末の集計実績をはじめ随時、取締役に報告しております。また、本部各部門の業務執行状況については、四半期毎に開催している業務執行状況報告取締役会に報告しております。
4. 内部監査部門は内部監査規定に基づき、被監査部門のリスク管理態勢の有効性と適切性を評価し、監査報告書にとりまとめて毎月、取締役と監査役に報告すると共に、四半期毎に開催している業務執行状況報告取締役会にも報告しております。また、内部監査で得られた内部統制に係る情報は、半年毎に1回開催する内部監査説明会において関連部署と、同じく半年毎に1回開催する監査法人情報交換会において監査法人と、保有情報の共有化・意見の交換等を行うなど、行内及び外部監査人との連携を図っております。
5. 当行の会計監査は新日本有限責任監査法人が実施しており、担当する公認会計士は岩原淳一氏、増田正志氏及び奥谷績氏であります。監査法人に対する監査報酬は、事業年度毎に会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査内容や監査従事者の執務時間等を考慮して決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. 監査役設置会社として、取締役会の活性化と迅速な意思決定を図り、コンプライアンス体制の確立等、効率的な経営システムの確立を実現してまいりました。監査役5名のうち3名については、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、監査の透明性および実効性が確保され、経営監視機能が十分に発揮される体制が整備されているものと認識しております。
2. 常勤監査役は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議等に出席することにより、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価に基づいた的確な助言をすることで、経営監視の実効性を高めております。また、非常勤監査役は経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に出席することにより、経営監視の実効性を高めております。社外監査役がその役割を全うすることにより経営に対する監視・監督は十分に機能していることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送 招集通知を早期に発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催 平成23年3月期に個人投資家向けの会社説明会を開催しております。(計4回、約210名参加) あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 アナリスト、機関投資家とのミーティングを行ない、代表者及び経営企画部担当役員が自ら決算状況について説明を行っております。また、記者懇話会を開催し、当行の取り組みや経営状況等について説明しております。 あり

IR資料のホームページ掲載 当行ホームページにおいて、決算期毎のディスクロージャー誌や中間決算期における中間ディスクロージャー誌、四半期情報開示、決算短信のほか、タイムリーな情報を提供するニュースリリース等、各種経営情報を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置 経営企画部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 現在推進中の第15次中期経営計画「 α ACTION PLAN 2013 ～更なる企業価値向上を目指す～」において、「お客様に信頼と利便性、高い満足度を提供する魅力のある、活力あふれる銀行」を目指す銀行像に掲げ、各種施策に取り組んでおります。

環境保全活動、CSR活動等の実施 環境保全・CSRへの取組みの一環として、「エコプロジェクト」を実施しております。お客様が税金等各種料金払込「Pay-easy(ペイジー)」で各種料金を納付いただいた場合や、定期預金の満期案内を不要とする申し出をいただき所定のお申し込みをされた場合、当行が千葉県環境保全を目的とする基金等に対して寄付を実施いたします。

店舗新築の際には、環境に配慮して太陽光発電システム、LED照明等を積極的に導入しております。

千葉駅前地区の環境美化活動と、周辺の事業所60社から出る古紙のリサイクル活動を行うため、平成4年2月に千葉駅前オフィス町内会を立ち上げ、当行はその代表幹事及び事務局を務めております。

社会貢献の一環として、ホームヘルパー助成基金の運営、献血活動、当行役職員による募金活動、結婚無料相談所(RLC会)の運営、若手演奏家の育成と芸術文化の振興を目的とした「若い芽の α コンサート」協賛等に取り組んでおります。これらの活動は、当行ホームページやディスクロージャー誌にも詳細を掲載しております。

平成20年4月に千葉市より「千葉市文化交流プラザ」のネーミングライツを取得し、同施設は「京葉銀行文化プラザ」となりました。(協定期間:平成20年4月1日～平成25年3月31日)当プラザを活用し、より一層、地域貢献活動を充実させてまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 当行の決算や事業活動を紹介したショートムービー「動画で“見る・知る”京葉銀行」を作成し、店頭ディスプレイおよびホームページで公開しております。

ホームページやディスクロージャー誌等を活用して、適時・適切な情報開示に努めてまいります。

株主優待制度として、当行株式を1,000株以上ご所有の株主様に、優遇金利で定期預金がお預け入れできる優待券を贈呈しております。また、毎年3月31日現在で、当行株式10,000株以上を3年以上継続保有されている株主様に3,000円相当のギフトカード(クオカード)を贈呈しております。

その他

当行をご利用される地域のお客様の利便性、安全性の向上に向けて、ATMの多機能化をはじめとするIT投資を積極的に進めております。また、指静脈認証貸金庫やプライバシーに配慮した個別相談コーナーを設置するなど、お取引の安全性をコンセプトにした店舗のリニューアルを順次進めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役や職員、監査役等がそれぞれの業務について、適正かつ効率的な対応が図れるよう、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を取締役会において決議し、以下の9項目の体制を整備しております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 役職員の法令等の遵守体制の確立のため行動規範を明文化するとともに、「私達の行動規範」及び「法令遵守ガイダンス」等を制定し、役職員全員がこれらの遵守を宣誓した。
 - b. コンプライアンスに関する事項の基本規定として「コンプライアンス規定」を制定し、取締役・監査役・職員それぞれの心構えを明らかにして全役職員に法令等の遵守を義務付けるとともに、「コンプライアンス・ファイル」の制定やコンプライアンス体制充実のための事業年度毎の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の策定及び実施状況の取締役会への報告等、具体的なコンプライアンス活動を明確にする。
 - c. コンプライアンスの組織として、代表取締役副頭取をコンプライアンス担当役員に、代表取締役副頭取なきときは、代表取締役専務をコンプライアンス担当役員に、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンスの統括部署として明確に定めるとともに、本部各部署及び全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行い、その浸透に取り組む。
 - d. 役職員全員が当社の企業倫理を実践するために以下を内容とする「コンプライアンス・ファイル」を所持し、日常生活、業務行動における指針及び手引書として活用する。
 - (イ) 私達の行動規範
 - (ロ) 法令遵守ガイダンス
 - (ハ) 融資取組み時の規範(二) 反社会的勢力に関する対応マニュアル
反社会的勢力排除に向けた基本方針として「市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を定める。
反社会的勢力との関係を排除するための体制として、統括部署を設置し反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策責任者として本部・営業店に「不当要求防止責任者」を配置し、その対応並びに外部専門機関との密接な連携を図るものとする。
(ホ) インサイダー取引未然防止ルール
当社の役員等が業務上知り得た当行及び取引先会社等の未公開情報を厳重に管理するとともに、役員等によるこれらの未公開情報を利用した不正取引を防止することを目的とする。
 - e. 法令等に反する行為を早期に発見・是正するため、法令等に対して重大な違反行為があるとの疑いを持った場合は、リスク管理部コンプライアンス統括グループリーダーに対して各役員に報告を義務付けるとともに、「コンプライアンス・ホットライン規定」を遵守し、申立者の保護を明確にしてその実効性の確保を図る。また、コンプライアンス・ホットラインの受付状況については、コンプライアンス統括部署から取締役会に報告することを義務付ける。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - a. 当社の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定め、全役員に周知徹底するとともに、情報セキュリティに対する意識向上を図ることにより、金融機関としての社会的責務と公共性の維持に努める。
 - b. 以下の各号に掲げる情報の保存及び管理に関する諸規定に基づいて適正な保存及び管理を行う。
 - (イ) セキュリティスタンダード 情報資産の保存及び管理に関する基本規定
 - (ロ) 個人情報保護規定 個人情報の保存及び管理に関する具体規定
 - (ハ) 示達文書管理規定 行内等へ発出する文書等の保存及び管理に関する具体規定
 - c. 取締役会議事録、稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理する。
- 3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - a. リスク管理基本規定をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
 - b. 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等のリスク種類毎にリスク管理担当部署を定め、リスク特性に応じたリスク管理を行うとともに、リスク管理統括部署として、リスク管理部が各リスクを統合的に管理する。
 - c. 内部監査部門は、リスク管理部を含めた各リスク管理担当部署の適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を取締役・取締役会及び監査役に報告する。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 意思決定の迅速化と意思決定プロセスの公正性を確保するため常務会を設置し、重要事項は合議制により慎重な意思決定を行う。
 - b. 取締役会は経営計画のほか、事業年度半期毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確に定める。また、取締役会は事業年度四半期毎に業務執行状況、財務・業績の概況について報告を受け、財務・業績の概況については、事業年度四半期毎に開示する。
- 5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 子会社においても、業務の決定及び執行についての相互牽制が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - b. 子会社の重要な業務の決定や重要資産の得失、役員人事の決定等を当行が管理するとともに、子会社から適時に業務の状況の報告を受けられるよう、経営基本事項に関する合意書を締結する。また、子会社業務の健全かつ適切な運営を確保するため、監査契約を締結し、必要な指導、助言等を行う。
 - c. 子会社のコンプライアンス体制確保のため、子会社のコンプライアンス体制構築等につき指導・監督し、子会社を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるよう努める。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会にて協議のうえ、必要な人員を配置する。
 - b. 監査役による監査の実効性を確保するため、内部監査部門である監査部は監査役と連携を保ち、随時協議を行う。
- 7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- 8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - b. 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 内部監査部門である監査部は、定期的に開催する監査役説明会において、監査結果の報告と問題点に係る協議を行う。
 - b. 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

2. リスク管理体制

「リスク管理基本規定」をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理の方法を明確にしています。具体的には、融資・市

場・事務・システム等各部門毎にリスク管理部署を定め、その特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループが、リスク管理統括部署として各リスクを統合的に管理し、リスクの把握及びコントロールを行っております。リスクを管理・協議するための組織としては、リスク管理委員会とALM委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当行のリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行い、各種リスクに対する認識の統一とリスク管理を重視する企業風土の醸成を図るとともに、リスク管理態勢全般の整備・構築を行うことを目的としております。一方ALM委員会は、資産・負債の総合管理について検討し、リスクを極小化して収益を極大化すべく、経営意思決定のための報告・提言を行うことを目的としております。

3. コンプライアンス体制

役職員の法令等遵守態勢確立のため、「私達の行動規範」および「法令遵守ガイダンス」等を制定し、全役職員がこれらの遵守を宣誓しております。

コンプライアンスに関する重要事項を協議するための組織としては、「コンプライアンス委員会」および「コンプライアンス連絡会」を設置しております。また、リスク管理部担当役員をコンプライアンス担当役員に、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンスの統括部署として明確に定めるとともに、本部各グループおよび全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マインドの醸成を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

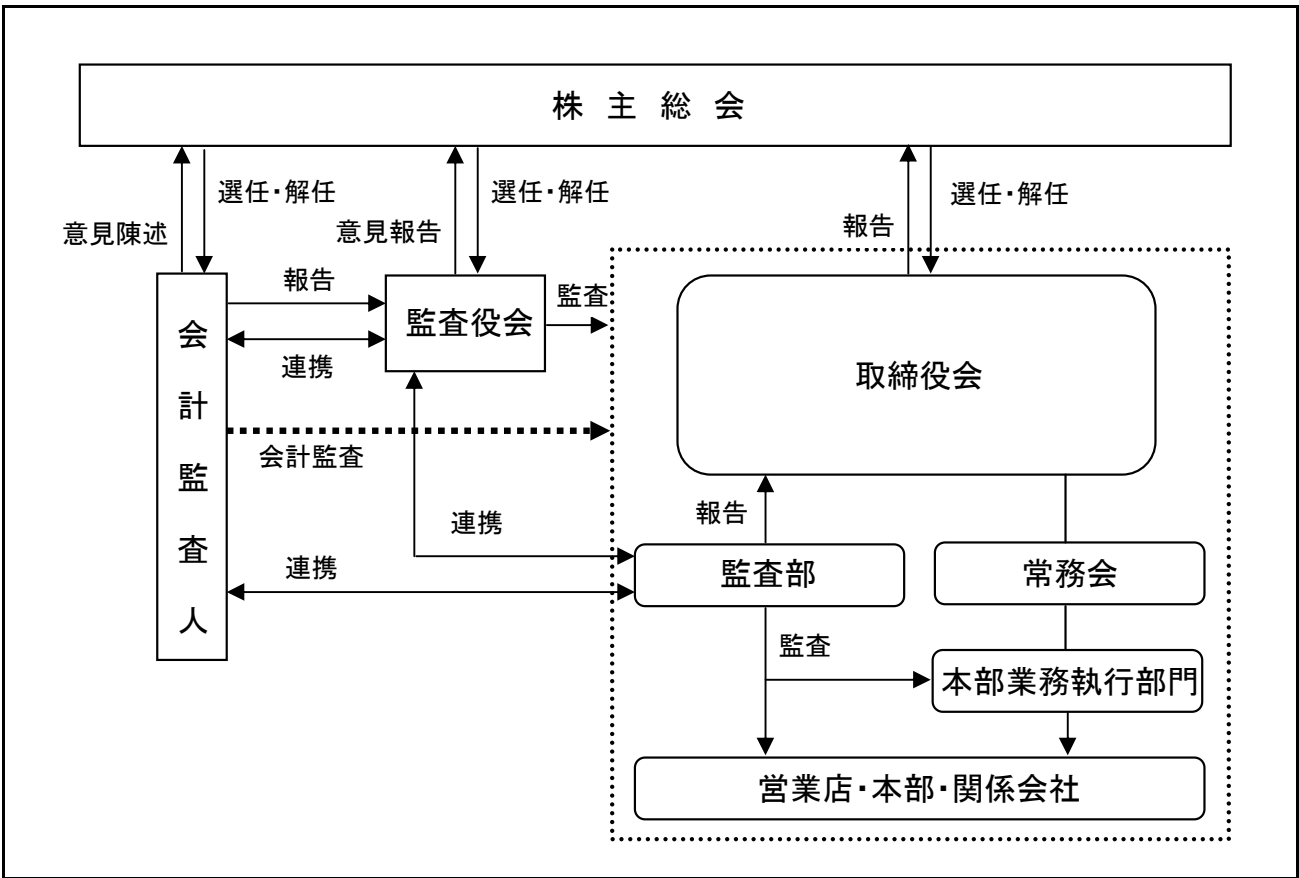
1) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力排除に向けた基本方針として「市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を定めております。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

統括部署を設置し、反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策責任者として本部・営業店に「不当要求防止責任者」を配置、その対応並びに外部専門機関との密接な連携を図る体制を整備し、コンプライアンス・ファイルの「反社会的勢力に関する対応マニュアル」に記載し、本部研修や職場内勉強会を実施する等全役職員に周知徹底しております。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示に係る社内体制図

